毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 ㈱明文堂印刷 （定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県報

令和四年九月十六日
第三四三号
（金曜日）

目次

告示
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……一
大分県中心市街地等消費者買物動向調査の実施……四
土地改良法による換地計画認可申請の適当決定及び縦覧（市町村営事業）……五
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除……五
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……六
正誤
令和四年六月三十日付け大分県報号外（四九）に登載の大分県規則第三十八号（大分県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正）中の訂正……九

○告示

大分県告示第三百八十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和四年九月十六日

大分県知事　広　瀬　勝　貞

一　申請の概要

1　申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

中津市大字田尻崎十

TOTOファインセラミックス株式会社

代表取締役社長　升　本　浩　之

2　特定事業場の所在地及び名称

中津市大字田尻崎十

TOTOファインセラミックス株式会社　中津工場

3　設置される特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号　酸又はアルカリによる表面処理施設

種類	酸又はアルカリによる表面処理施設
能力	直径二三・六インチ円形ワーク対応　一基
工事着手予定年月日	令四・一〇・一一
工事完成予定年月日	令四・一一・二七
使用開始予定年月日	令四・一二・一
使用時間間隔	間欠
一日当たりの使用時間	二四時間
使用の季節的変動	なし

項目	単位		通常の値	最大の値
汚水等の一日当たりの量	㎥／日	①	〇・〇〇八六	〇・〇〇八六
		②	〇・〇〇八六	〇・〇〇八六
		③	九・七	二六・四
水素イオン濃度		①	四・七	四・七
		②	一〇・七	一〇・七
		③	八・八	八・八
		①	三四	三四

汚水等の汚染状態の値	単位	区分		
化学的酸素要求量	mg／L	①		
		②	一、四〇〇	一、四〇〇
		③	二五	二五
浮遊物質量	mg／L	①	一	一
		②	一	一
		③	一	一
窒素含有量	mg／L	①	二、九〇〇	二、九〇〇
		②	九、九〇〇	九、九〇〇
		③	四六	四六
りん含有量	mg／L	①	〇・一六	〇・一六
		②	〇・一五	〇・一五
		③	〇・〇一	〇・〇一
アンモニア性窒素	mg／L	①	四・八	四・八
		②	九、八〇〇	九、八〇〇
		③	四四	四四
ふっ素及びその化合物	mg／L	①	六四、〇〇〇	六四、〇〇〇
		②	一・三	一・三
		③	三六	三六
その他参考となるべき事項		①		
		②	産業廃棄物として外部委託処理	
		③	特定事業場内の排水処理設備で処理	

4　汚水等の処理の方法

項目	
種類	生物化学的処理
処理方式	生物処理＋凝集式沈殿
能力	一五㎥／時
構造	コンクリート
主要寸法	縦六・八m×横一一・〇m×高さ四・八m
工事着手予定年月日	既設
工事完成予定年月日	既設
使用開始予定年月日	既設
使用時間間隔	連続
一日当たりの使用時間	二四時間
使用の季節的変動	なし

汚水等の一日当たりの量 単位		㎥／日
通常の値	処理前	一三三
	処理後	一三三
最大の値	処理前	二九八
	処理後	二九八

汚水等の汚染状態 項目		水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質量
単位			mg／L	mg／L	mg／L
通常の値	処理前	五・八～八・六	七〇	四〇	三〇〇
	処理後	五・八～八・六	一〇	八	一三
最大の値	処理前	五・八～八・六	一〇〇	五〇	四〇〇
	処理後	五・八～八・六	一五	一三	一五

項目	単位	通常の値 処理前	通常の値 処理後	最大の値 処理前	最大の値 処理後
状態の値 窒素含有量	mg／L	二五	二五	三〇	三〇
りん含有量	mg／L	三・五	三・五	六	六
大腸菌群数	個／cm³	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四、五〇〇	三、〇〇〇
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg／L	―	五・八	―	一五・〇
ふっ素及びその化合物	mg／L	―	〇・二	―	〇・三

項目	内容
種類	ダイキ浄化槽　FCF―B三型
処理方式	凝集剤添加膜分離活性汚泥方式
能力	三五〇人槽　六二m³／日
構造	FRP製
主要寸法	縦二・五m×横二五・八m×高さ三・四m
工事着手予定年月日	既設
工事完成予定年月日	既設
使用開始予定年月日	既設
使用時間間隔	連続
一日当たりの使用時間	二四時間
使用の季節的変動	なし

項目	単位	通常の値 処理前	通常の値 処理後	最大の値 処理前	最大の値 処理後
汚水等の一日当たりの量	m³／日	六二	六二	六二	六二

項目	単位	通常の値 処理前	通常の値 処理後	最大の値 処理前	最大の値 処理後
汚水等の汚染状態の値 水素イオン濃度		六・〇～八・五	六・〇～八・五	六・〇～八・五	六・〇～八・五
生物化学的酸素要求量	mg／L	一五〇	五	一五〇	五
化学的酸素要求量	mg／L	―	六・五	―	六・五
浮遊物質量	mg／L	―	五	―	五
窒素含有量	mg／L	八〇	二〇	八〇	二〇
りん含有量	mg／L	八	一	八	一
大腸菌群数	個／cm³	―	三、〇〇〇	―	三、〇〇〇

5　排出水の量及び汚染状態の値

排水口名	項目	単位	通常の値	最大の値
第一排水口	一日当たりの排出水量	m³／日	一三三	二九八
	汚水等の汚染状態の値 水素イオン濃度		五・八～八・六	五・八～八・六
	生物化学的酸素要求量	mg／L	一〇	一五
	化学的酸素要求量	mg／L	八	一三
	浮遊物質量	mg／L	一三	一五
	窒素含有量	mg／L	二五	三〇
	りん含有量	mg／L	三・五	六

区分	項目	単位	通常の値	最大の値
	大腸菌群数	個／㎤	三、〇〇〇	三、〇〇〇
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg／L	五・八	一五
	ふっ素及びその化合物	mg／L	〇・二未満	〇・三
排水口名	第三排水口			
一日当たりの排出水量		㎥／日	六二	六二
	項目	単位	通常の値	最大の値
汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度	／	六・〇～八・五	六・〇～八・五
	生物化学的酸素要求量	mg／L	五	五
	化学的酸素要求量	mg／L	六・五	六・五
	浮遊物質量	mg／L	五	五
	窒素含有量	mg／L	二〇	二〇
	りん含有量	mg／L	一	一
	大腸菌群数	個／㎤	三、〇〇〇	三、〇〇〇
排水口名	第二排水口及び第四排水口			
一日当たりの排出水量		㎥／日	—	—
	項目	単位	通常の値	最大の値
汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度	／	—	—
	生物化学的酸素要求量	mg／L	—	—
	化学的酸素要求量	mg／L	—	—
	浮遊物質量	mg／L	—	—
	窒素含有量	mg／L	—	—
	りん含有量	mg／L	—	—
	大腸菌群数	個／㎤	—	—
その他参考となるべき事項	雨水排水口			

二　事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1　縦覧期間

令和四年九月十六日から同年十月七日まで

2　縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び中津市役所

~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~

大分県告示第三百八十一号

大分県統計条例（平成二十一年大分県条例第十四号）の規定に基づき、大分県中心市街地等消費者買物動向調査を次のとおり実施する。

令和四年九月十六日

大分県知事　広　瀬　勝　貞

一　調査の目的

大分県内の消費者ニーズ及び買物動向の実態を把握することを目的とする。

二　調査事項

令和四年九月二十一日時点における商品別の買物場所、買物場所の選択理由、買物の支払方法、キャッシュレス決済の利用状況、インターネットショッピングでの買物状況、コロナ禍の買物行動の変化及び商店街の利用状況

三　調査の範囲

県内に居住している十八歳以上の者
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~

四　調査の期日

令和四年九月二十一日

五　調査の方法

郵送にて調査対象者へ調査票を送付し、郵送又はオンラインによる回答とする。

大分県告示第三百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項及び第四項の規定により、次の事業主体からの換地計画認可申請を適当と決定し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和四年九月十六日

大分県知事　広　瀬　勝　貞

事業主体	事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
大分市	農地耕作条件改善事業	北鼻地区	令和四・九・一六から令和四・一〇・六まで	大分市役所

大分県告示第三百八十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を、次のとおり解除する。

令和四年九月十六日

大分県知事　広　瀬　勝　貞

指定を解除する区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日及び告示番号	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項	備考
柚木田川②	宇佐市院内町定別当	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	平成二十六年七月四日大分県告示第四百六号	別図のとおり	別図のとおり	（「別図」は、省略し、宇佐土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
内川野川	宇佐市安心院町内川野	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	平成二十六年七月四日大分県告示第四百六号	別図のとおり	別図のとおり	
山蔵	宇佐市安心院町山蔵	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	平成二十二年三月二十六日大分県告示第二百八十七号	別図のとおり	別図のとおり	
上荘２	宇佐市安心院町荘	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	平成二十二年三月二十六日大分県告示第二百八十七号	別図のとおり	別図のとおり	
上荘	宇佐市安心院町荘	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	平成二十七年十月三十日大分県告示第六百二十三号	別図のとおり	別図のとおり	

大分県告示第三百八十四号

　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。

　　令和四年九月十六日

大分県知事　広瀬　勝貞

指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項	備考
柚木田川②	宇佐市院内町定別当及び月俣	土砂災害警戒区域	土石流	別図のとおり		（「別図」は、省略し、宇佐土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
内川野川	宇佐市安心院町内川野	土砂災害警戒区域	土石流	別図のとおり		
山蔵	宇佐市安心院町山蔵	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
上荘２	宇佐市安心院町荘	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
上荘	宇佐市安心院町荘	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
高山川④	宇佐市大字麻生	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
上櫛野川	宇佐市院内町櫛野	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
猿渡①	宇佐市大字猿渡	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
猿渡②	宇佐市大字猿渡	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
西原	宇佐市大字上時枝	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
横山	宇佐市大字山下	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
元重	宇佐市大字下元重及び山下	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
四日市	宇佐市大字四日市	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
一鬼手①	宇佐市大字四	土砂災害警戒区域及び土砂	急傾斜地の崩	別図のとおり	別図のとおり	

	日市	災害特別警戒区域	壊			
武領	宇佐市大字北宇佐	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
西部	宇佐市大字北宇佐	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
伏田①	宇佐市大字南宇佐	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
伏田②	宇佐市大字南宇佐	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
橋津	宇佐市大字橋津	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
山	宇佐市大字山	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
下切①	宇佐市安心院町房ヶ畑	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
下井ノ川①	宇佐市院内町香下	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	

下船木⑦	宇佐市院内町下船木	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
今井①	宇佐市安心院町今井	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
今井②	宇佐市安心院町下内河野	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
小平①	宇佐市安心院町筌ノ口	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
山ノ口③	宇佐市安心院町山ノ口	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
定別当下⑦	宇佐市院内町定別当	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
定別当下⑧	宇佐市院内町月俣	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
岩下④	宇佐市院内町温見	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
平原①	宇佐市院内町平原	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	

		区域			
大坪③	宇佐市院内町大坪	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
南毛④	宇佐市安心院町下毛	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
下毛⑤	宇佐市安心院町下毛	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
下毛⑥	宇佐市安心院町下毛	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
笹ヶ平②	宇佐市安心院町笹ヶ平	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
古川⑥	宇佐市安心院町古川	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
古川⑦	宇佐市安心院町古川	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
田ノ口④	宇佐市安心院町辻	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
中山⑤	宇佐市安心院町中山	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
筌ノ口⑤	宇佐市安心院町筌ノ口	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
板場⑤	宇佐市安心院町板場	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
大内ヶ平①	宇佐市安心院町南畑	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
中尾①	宇佐市安心院町萱籠	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
柳迫①	宇佐市院内町日岳	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
尾平①	宇佐市院内町定別当	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
田ノ平⑦	宇佐市院内町小野川内	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
二日市③	宇佐市院内町二日市	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

⑥落狩倉	宇佐市院内町斎藤	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
ナル①	宇佐市院内町羽馬礼	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
⑤羽馬礼	宇佐市院内町羽馬礼	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
⑥羽馬礼	宇佐市院内町羽馬礼	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
②下恵良	宇佐市院内町下恵良	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
大門⑩	宇佐市院内町宮原	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

○正誤

令和四年六月三十日付け大分県報号外（四九）に登載の大分県規則第三十八号（大分県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正）中の訂正

ページ	段	行	誤	正
二	下	左から四	」あるのは	」とあるのは